

平成30年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(設備の高効率化改修支援事業) 交付規程

平成30年4月26日 温審協A第180426001号  
一般社団法人温室効果ガス審査協会制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(設備の高効率化改修支援事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(設備の高効率化改修支援事業)交付要綱(平成30年3月19日付け環地温発第1803194号。以下「交付要綱」という。)及び設備の高効率化改修支援事業実施要領(平成30年3月19日付け環地温発第18031925号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般社団法人温室効果ガス審査協会(以下「協会」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の(1)に規定する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において協会が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙Ⅰ. 2及びⅡ. 2に規定する者とする。
- 3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。
- 4 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。

5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
- 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
- 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を協会に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を協会に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 協会は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 協会は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
  - ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
  - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を協会に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、協会の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を協会に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく協会に報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これ

らの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

九 協会は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

十一 協会は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十二 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に設備の高効率化改修支援事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十三 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、協会の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、協会が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十四 補助事業者は、前号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジットとして認証を受けたものは当該J-クレジットを移転又は無効化してはならない。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって協会に交付申請の取下げを申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

第10条 協会は、第8条第六号の規定による報告書に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了(中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を協会に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度(毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間)が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第12による年度終了実績報告書を協会に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 協会は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 協会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内(ただし、補助事業者が別紙のI.2の地方公共団体であって補助金の返還のための予算措置につき議会

の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難い場合には、額の確定通知の日から90日以内で協会の定める日以内とすることができる。)とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算払請求書を協会に提出しなければならない。

(交付決定の解除等)

第14条 協会は、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく協会の指示等に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合(補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。)

2 協会は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定(ただし書を除く。)を準用する。

(事業報告書の提出)

第15条 補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間(補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間)の二酸化炭素削減効果等について、様式第15による事業報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(秘密の保持)

第16条 協会は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って協会に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確

定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成30年4月26日から施行する。

別表第1

I. 設備の高効率化改修による省CO2促進事業

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率
設備の高効率化改修による省CO2促進事業	補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費であって別表第2に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費	協会が必要と認めた額	<p>(ア) 補助事業者が地方自治法第252条の19第1項の指定都市以外の市町村（これらの市町村により設立された第284条第1項の地方公共団体の組合を含む。）の場合 3分の2</p> <p>(イ) 補助事業者が都道府県、地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は第281条第1項の特別区（ア）の括弧書の組合以外の第284条第1項の地方公共団体の組合を含む。）の場合 2分の1</p> <p>(ウ) 補助事業者が資本金1,000万円未満の民間企業の場合 3分の2</p> <p>(エ) 補助事業者が資本金1,000万円以上の民間企業の場合 2分の1</p> <p>(オ) 補助事業者が（ア）から（エ）以外の者の場合 2分の1</p>



## II. PCB 使用照明器具の LED 化による CO2 削減推進事業

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率
PCB 使用照明器具の有無に係る調査事業	補助事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で協会が承認した経費	協会が必要と認めた額	10分の1 ただし、50万円を超えた場合は、50万円を上限とする
PCB 使用照明器具を LED 照明に交換を行う事業	補助事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費であって別表第2に掲げる経費並びにその他必要な経費で協会が承認した経費	協会が必要と認めた額	2分の1

(注) PCB 廃棄物の運搬等の処理費用は対象外

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費  労務費  直接経費  (間接工事費) 共通仮設費  現場管理費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。            ①水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）            ②機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））            ③特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）</p> <p>次の費用をいう。            ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用            ②準備、後片付け整地等に要する費用            ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用            ④技術管理に要する費用            ⑤交通の管理、安全施設に要する費用</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、</p>

		一般管理費	<p>通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p>
	付帯工事費		<p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p>
	機械器具費		<p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p>
	測量及試験費		<p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>
設備費	設備費		<p>事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用をいう。</p>
業務費	業務費		<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p>

事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 611 584 667">号</th> <th data-bbox="588 611 1230 667">区 分</th> <th data-bbox="1235 611 1362 667">率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 667 584 723">1</td> <td data-bbox="588 667 1230 723">5,000万円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1235 667 1362 723">6.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 723 584 779">2</td> <td data-bbox="588 723 1230 779">5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1235 723 1362 779">5.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="507 779 584 835">3</td> <td data-bbox="588 779 1230 835">1億円を超える金額に対して</td> <td data-bbox="1235 779 1362 835">4.5%</td> </tr> </tbody> </table>				号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区 分	率													
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%													
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1億円を超える金額に対して	4.5%													

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数に分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

## 別紙（第3条関係）

### 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

#### I. 設備の高効率化改修による省CO<sub>2</sub>促進事業

##### 1 対象事業の要件

(1) 本事業において補助金の交付対象となる事業は、以下のすべての要件を満たす事業とする。

(ア) 応募者が国内に所有する施設において運用中の設備に対し、以下の①、②のうち、少なくとも一つの改修を行うことで、当該設備のエネルギー消費量、CO<sub>2</sub> 排出量を削減する事業であること。

① 当該設備のエネルギー効率に密接に関係する部品・部材のうち、経年劣化等により効率低下の原因となっているものの交換を行い、当該設備のエネルギー効率を、導入当初と同等以上まで改善する事業

② 改修を行う設備若しくは当該設備と連結された蒸気配管等に部品・部材を付加することで、当該設備の運転時の負荷を軽減し、当該設備のエネルギー効率を初期の状態以上に改善する事業

※ 具体的には、5. 対策事例 表1、2のとおり。各表に掲げる部品・部材に該当する場合は、その要件に従うこと。なお、表1、表2はあくまで例であり、上記条件に当てはまれば、各表掲載以外のものも対象となります。

(イ) 対象事業及び当該設備が、国から他の補助金を受けて行われる事業ではないこと。

(ウ) 償却資産登録がされていること。ただし、償却資産登録が必要ないものについてはこの限りではない。

(エ) 現在稼働中の設備の改修であること。

(オ) 当該設備メーカー、当該設備のメンテナンスを行う事業者、部品・部材メーカーや省エネルギー診断実施事業者等外部の専門家による省エネルギー効果、省CO<sub>2</sub> 効果の説明等が添付してあること。

(2) 次に掲げる施設及び設備については、対象事業から除外する。

(ア) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）に規定される製造業（加工修理業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業の生産施設、サービス業（他に分類されないもの）のうち自動車整備工場、機械等修理工場、その他これに類する施設

(イ) 次の①～⑤に掲げる設備、その他これに類する設備

① 船舶及び航空機並びに車両運搬具（軌道走行車両、乗用自動車や貨物自動車、フォークリフト等）

② 器具備品（パソコンや自動販売機等）、照明設備、家電に類するもの

③ 防犯設備、昇降機設備、消火設備等

- ④ BEMS、人感センサー、明るさセンサー、温度管理センサー、トイレにおける消音設備等、対象設備の負荷低減やエネルギー効率の改善とは異なる方法（人の行動変容や当該設備の稼働時間の調整等）で省エネルギーを達成するもの
- ⑤ 改修後直ちに使用される予定が無い設備

## 2 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 民間企業（導入する設備等をファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業を含む。）
- (2) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (3) 地方独立行政法人法（平成15年法律第108号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (4) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (5) 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- (6) 法律により直接設立された法人
- (7) その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

## 3 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第十二号及び第十三号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

## 4 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

## 5 対策事例

表1 <部品・部材の交換の例>

対象部品・部材	概要	対象の要件
モーター コンプレッサー ポンプ ファン	空調設備や冷凍設備等で利用されているモーター、コンプレッサー、ポンプ、ファン等を高効率なものに交換する（コンプレッサー等のモーターのみを交換する場合も含む）	モーターの効率が IEC 規格（国際電気標準会議）で規定される効率クラス IE3（プレミアム効率）と同等以上若しくは回転子に永久磁石を用いるもの。
タービン	発電機などのタービンの部品を交換し、低下した効率を改善する。	—
ファンベルト及びファンベルトドライブシステム	空調機などに使用しているファンベルト及びファンベルトドライブシステムを、動力伝達損失が軽減できるものに交換する。	—

熱交換器	熱交換器をより高効率なものに交換する、熱交換器の部品交換及び洗浄により設置時の効率に戻す。	—
バーナー	ボイラーや加熱炉等で利用されているバーナーを交換して効率を改善する。	—
変圧器	受変電設備等で利用されている変圧器を効率の良いものに更新することにより電力の消費量を削減する。	—
蓄電池等のセル	再生可能エネルギー発電設備とともに設置されているリチウム電池等のセルを交換することにより、電池容量の回復を図る。	再生可能エネルギー由来の蓄電設備として、定置用蓄電池で利用されているもの。ただし、可動式であっても、可動部分を外し、固定される場合は除く。
水素製造装置 スタック	電解質膜等の劣化により、水電解効率が低下している水素製造装置を交換することにより効率を改善する。	水素を製造する際に要する電力の全相当分が太陽光発電や風力その他地域の再生可能エネルギー由来の電力で賄われている水素ステーション（燃料電池自動車に水素を供給する設備をいう。）の水電解装置であること。

表2 <部品・部材の追加の例>

対象部品・部材	概要	対象の要件
断熱ジャケット	蒸気配管やバルブにジャケット式の断熱カバーを設置する。	JIS A1412 の熱伝導率が 0.05W/m・K 以下の断熱材を用いたものであること。
断熱パネル	冷凍・冷蔵・製氷設備に、断熱パネルを設置する。	JIS A1412 の熱伝導率が 0.05W/m・K 以下の断熱材を用いたものであること。
インバーター	空調機や送風機、各種ポンプ等に、インバーターを付加する。	インバーターが組み込まれた給水ユニットへの更新のように、設備一式を交換する場合は対象外とする。
熱交換器	空調設備、乾燥設備、蒸気供給設備、温水供給設備等に熱交換器を設置する。	—



## II. PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業

### 1 対象事業の要件

本事業は、次に掲げる事業を対象とする。

#### 1-1 PCB使用照明器具の有無に係る調査を行う事業

- (1) PCB使用照明器具が使用されている可能性のある昭和52年3月以前に建築・改修された建物の調査であること。
- (2) 本事業で発見されたPCB使用照明器具については、1-2で定める事業によりLED照明に交換を行うこと。
- (3) 本事業で発見されたPCB使用照明器具の早期処理が確実であること。

PCB使用照明器具をLED照明器具に交換することにより生じる高濃度PCBを含有する安定器が、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）で早期に処理されることが確実であることを確認するため、当該安定器について下記の（ア）～（ウ）を全て満たしていること。

- (ア) 本事業で発見された高濃度PCB含有安定器について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。）第19条において準用する第8条に基づく届出を都道府県市（都道府県及びPCB特別措置法第26条第1項の政令に定める市をいう。）に補助事業期間中に提出すること。
- (イ) JESCOへの予備登録を補助事業期間中に完了すること。
- (ウ) 平成32年3月31日までにJESCOへの処分委託が完了すること。（ただし、事業者に責のない事由によって遅れた場合はこの限りではない。）

#### 1-2 PCB使用照明器具をLED照明に交換を行う事業

- (1) 使用中のPCB使用照明器具の交換であること。
- (2) 照明器具に付属している安定器にPCBが含まれていることが、1-1に定める事業、安定器の銘板情報やメーカーへのヒアリング等によって確実であること。
- (3) LED化により生じるPCB廃棄物の早期処理が確実であること。

PCB使用照明器具をLED照明器具に交換することにより生じる高濃度PCBを含有する安定器が、JESCOで早期に処理されることが確実であることを確認するため、当該安定器について下記の（ア）～（ウ）を全て満たしていること。

- (ア) PCB特別措置法第19条において準用する第8条に基づく届出を都道府県市（都道府県及びPCB特別措置法第26条第1項の政令に定める市をいう。）に補助事業期間中に提出すること。
  - (イ) JESCOへの予備登録または搬入荷姿登録が補助事業期間中に完了すること。
  - (ウ) 平成32年3月31日までにJESCOへの処分委託が完了すること。（ただし、事業者に責のない事由によって遅れた場合はこの限りではない。）
- (4) 交換する照明器具がLED一体型器具であること。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下、「グリーン購入法」という。）第6条に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成30年2月9日変更閣議決定）の基準を判断基準とする。

対象の照明器具をLED照明器具に交換する際には、以下の（ア）～（ウ）のうち、いずれかの要件を満たしていること。

なお、ランプのみの交換は適用外とする。

（ア）蛍光灯器具（オフィス・教室等）またはHID器具（高天井器具・投光器・防犯灯・街路灯・道路照明器具・トンネル照明器具等）をLED照明器具に交換する場合

グリーン購入法に係る基本方針に示されているLED照明器具の判断の基準等を満たしていること。

（イ）低圧ナトリウム灯器具（トンネル用等）をLED照明器具に交換する場合

グリーン購入法に係る基本方針別記2.1.に示されている道路照明（LED道路照明）と同程度の基準を満たしていること。

### 1-3 PCB使用照明器具の有無に係る調査及びPCB使用照明器具をLED照明に交換を行う事業

（1）PCB使用照明器具が使用されている可能性のある昭和52年3月以前に建築・改修された建物の調査及び調査により発見されたPCB使用照明器具の交換を一体的に行うこと。

（2）LED化により生じるPCB廃棄物の早期処理が確実であること。

PCB使用照明器具をLED照明器具に交換することにより生じる高濃度PCBを含有する安定器が、JESCOで早期に処理されることが確実であることを確認するため、当該安定器について下記の（ア）～（ウ）を全て満たしていること。

（ア）ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号。以下「PCB特別措置法」という。）第19条において準用する第8条に基づく届出を都道府県市（都道府県及びPCB特別措置法第26条第1項の政令に定める市をいう。）に補助事業期間中に提出すること。

（イ）JESCOへの予備登録または搬入荷姿登録が補助事業期間中に完了すること。

（ウ）平成32年3月31日までにJESCOへの処分委託が完了すること。（ただし、事業者に責めない事由によって遅れた場合はこの限りではない。）

（3）交換する照明器具がLED一体型器具であること。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下、「グリーン購入法」という。）第6条に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成30年2月9日変更閣議決定）の基準を判断基準とする。

対象の照明器具をLED照明器具に交換する際には、以下の（ア）～（ウ）のうち、いずれかの要件を満たしていること。

なお、ランプのみの交換は適用外とする。

（ア）蛍光灯器具（オフィス・教室等）またはHID器具（高天井器具・投光器・防犯灯・街路灯・道路照明器具・トンネル照明器具等）をLED照明器具に交換する場合

グリーン購入法に係る基本方針に示されているLED照明器具の判断の基準等を満たしていること。

(イ) 低圧ナトリウム灯器具（トンネル用等）をLED照明器具に交換する場合

グリーン購入法に係る基本方針別記2 1. に示されている道路照明（LED道路照明）と同程度の基準を満たしていること。

## 2 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 民間企業
- (2) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (3) 法律により直接設立された法人
- (4) その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

## 3 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第十二号及び第十三号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

## 4 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。